

静岡県剣道道場連盟 規約

第 1 章 総 則

則

(名称)

第 1 条 本連盟は、「静岡県剣道道場連盟」と称する。

(事務所)

第 2 条 本連盟は、事務局を事務局長宅に置く。

第 2 章 目 的 及 び 事 業

(目的)

第 3 条 剣道(居合・杖道を含む)の道統を尊重し、道場、団体及び学校(以下「道場」と言う)相互の親睦を図り、正しい剣道の普及を通じて、青少年の健全な育成と、一般剣道愛好者が剣道による心技の錬磨を通じて人格を磨き、見識を高め、社会貢献をなすことを目的とする。

(事業)

第 4 条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 各種大会・研修会・講習会の開催ならびに後援
- (2) 剣道の指導、道場運営並びに公共施設使用等に関する調査、研究、指導助言
- (3) 道場等又は会員の表彰
- (4) その他、本連盟において必要と認める事業

第 3 章 組 織

織

(会員)

第 5 条 本連盟は、次の会員を以って組織する。

- (1) 一般会員
 - (2) 後援会員(後援会員、会則は別に定める)
- 2 前項(1)の一般会員とは、財団法人全日本剣道道場連盟の加盟団体となり、社団法人静岡県剣道連盟及び各市町の地区連盟の傘下団体となることのできる県内にある剣道道場主、学校、公共施設等を利用する剣道団体の責任者をいう。

第 4 章 入 会 ・ 退 会 及 び 資 格 の 喪 失

(入会)

第 6 条 本連盟に入会しようとする者は、次の各号をすべて満たしたうえで、入会届(全日本剣道道場連盟様式)及び登録届(第 1 号様式)に必要事項を記入し、理事会に届け出るものとする。その後、理事会にて入会の審議を行い、議決されたときは、資格を取得する。

- (1) 主たる指導者(道場主)が1名以上いること
- (2) 道場主が地区連盟に加盟していること
- (3) 道場が活動する拠点の地区連盟に加盟していること

- (4) 活動実績が5年以上あること
 - (5) 社会通念上において、法律や道義的に反する行為をしていないこと
 - (6) 他の当連盟加盟団体との関係を円滑に保てる団体であること。
 - (7) 本連盟が主催・後援する各種事業に積極的に参加及び協力する団体であること。
 - (8) 他道場の乗っ取り、不当な引き抜き、誹謗中傷行為等を過去においてしていない団体であること。
 - (9) 当連盟に加盟している道場からの推薦が1つ以上あること。
- 2 前項を満たしていない場合であっても、優良な道場主及び道場の場合は、理事会の審議のうえ、議決されれば資格を取得できるものとする。

(退会)

第7条 会員は、会長が別に定める退会届(全日本剣道道場連盟様式)を提出して、任意に退会することができる。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡、または、道場又は指導団体が解散、消滅したとき
- (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき
- (4) 道場運営において、所属道場の乗っ取りや不当な解散等に追い込む行為を行ったとき
- (5) 当連盟に加盟している他道場に対して、不当な引き抜き行為や誹謗中傷を行ったとき
- (6) 理事会における審議および会長の許可なく静岡県及び他県の道場連盟、全日本剣道道場連盟が主催・主管・後援等している試合に自分の道場の選手以外(当連盟に加盟している他の道場の選手)を出場させたとき
- (7) 理事会における審議および会長の許可なく静岡県及び他県の道場連盟、全日本剣道道場連盟が主催・主管・後援等している試合に当連盟に加盟している他の道場で自分の道場の選手を出場させたとき

第5章 選手の移籍及び他道場からの出場

(選手の移籍)

- 第9条 当連盟に加盟している道場間における選手の移籍が発生した場合には、速やかに理事会に報告しなければならない。
- 2 当連盟の加盟道場間における移籍をした選手は、全日本剣道道場連盟、当連盟、他県の道場連盟の主催・主管・後援する大会には、移籍後6箇月の期間出場停止とする。ただし、選手のやむを得ない事由により移籍の事実が発生し、理事会において承認された場合は、会長の指定する期間に変更することができるものとする。
 - 3 理事会の承認なく移籍をした場合には、理事会において審議の上で前項に定めた期間以上の出場停止を科すものとする。
 - 4 理事会への報告及び承認なしで移籍をさせた道場および移籍を受け入れた道場においても、理事会において審議の上で一定の期間の出場資格停止を科すものとする。

(他道場からの出場)

- 第10条 当連盟に学校単位で加盟した学校の生徒に限り、学校及び道場の2つの選手登録をすることができるものとする。
- 2 前項に該当した選手が登録を行った上で全日本剣道道場連盟、当連盟、他県の道場連盟が主催・主管・後援する大会にどちらか1つの所属のみで出場することができるものとする。

- 3 当連盟に加盟している道場においては、1選手1道場の登録を原則とし、自分の籍のある道場以外から前項で指定した大会に出場することはできないものとする。なお、やむを得ない事由が発生し、理事会に報告し、審議の上で承認された場合で会長の許可がおりた場合のみ、この限りではないものとする。

第 6 章 役 員 及 び 名 誉 役 員

(役員及び定数)

第11条 本連盟は次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事長 1名(理事から互選)
- (4) 理 事 若干名
- (5) 監 事 2名

(役員を選任)

第12条 本連盟の役員選出は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長は、総会において選任する。
- (2) 理事・監事は理事会において会員の中から選出する。
- (3) 理事長は、理事の互選により定める。

(役員任期)

第13条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。役員任期満了後も、後任役員決定まではその職務を遂行することとする。

- 2 定年・解任等による欠員補充又は増員により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第14条 本連盟の役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本連盟を代表し、これを総理し、総会において議長を務める。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 理事長は理事会を代表し、かつ、会長の命を受けて会務を執行する。
- (4) 理事は理事会を構成して、会務を分掌する。
- (5) 監事は、財産の状況及び事業の執行状況、その他を監査する。

(名誉役員)

第15条 本連盟に名誉会長、顧問及び相談役を若干名おくことができる。

- 2 名誉会長は総会で推挙し、本連盟を名誉的に代表する。
- 3 顧問・相談役は、理事会で推挙し、会長が委嘱する。

(役員定年)

第16条 役員定年は、満75歳とし、任期途中で満75歳を迎える場合は、定年を迎えた年度の末日をもって定年とする。

- 2 前項1で定めた定年の年齢を超えた者をやむを得ない理由で役員に選出する場合は、理事会の議決を得なければならない。

(役員解任)

第17条 役員は役員としてふさわしくない行為があった場合、または特別の事情がある場合には、総会の議決により解任することができる。

第 7 章 会

議

(会議の種類)

第 18 条 本連盟に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会

(総会)

第 19 条 総会は、定時総会と臨時総会の二種とする。

2 定時総会は、毎年1回会長が招集する。

3 臨時総会は、理事が必要と認めるとき、又は、5分の1以上の会員の合意により、会議の目的事項を機刺した書面で開催要求があったとき、会長は 20 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議決事項)

第 20 条 次の事項は、総会の議決によって決定することとする。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業の計画と変更
- (3) 収支予算及び決算
- (4) 入会金、年度会費額の改変
- (5) 役員を選出
- (6) 入会及び退会会員の報告
- (7) その他の事項

(議決)

第 21 条 総会は、3分の2以上の会員が出席し、その議決は出席会員の過半数の同意によって決する。賛否同数の時は議長が決するところによる。

(理事会)

第 22 条 理事会は、必要により会長が招集し、議長は会長があたる。

- 2 理事会に於ける議決は第 21 条に準ずる。
- 3 新規会員の入会について、審議及び決定することができる。

第 8 章 支

部

(支部)

第 23 条 事業を円滑に推進するため、次の区分により支部を設ける。(一般社団法人静岡県剣道連盟区分に準ずる)

- (1) 東部支部
- (2) 中部支部
- (3) 西部支部

2 前項の各支部に支部長を1名おく。なお、支部長は役員が兼任する。

3 各支部の支部長は、当該支部を取りまとめ意思統一を図り、連盟事務局と連携して種々の事案に対応する。

第 9 章 委員会

(委員会)

第 24 条 事業を円滑に推進するため、次の区分により専門委員会をおき、専門委員会に関する事項は別途「専門委員会規定」により定める。

- (1) 選考委員会
- (2) 研修会・書道展運営委員会
- (3) 大会運営委員会
- (4) 選手強化委員会

第 10 章 会

計

(事業年度)

第 25 条 本連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(収入)

第 26 条 本連盟の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 補助金・助成金
- (3) 寄付金(後援会費を含む)
- (4) 参加料
- (5) その他の収入

(入会金及び年会費)

第 27 条 前条において定める収入に関する事項は別途「会計規定」により定める。

(会費の納入時期)

第 28 条 年度会費は、毎年、年度当初の4月末までに納入するものとする。

(支出)

第 29 条 本連盟の支出に関する事項は別途「会計規定」により定める。

(収支計画及び収支報告等)

第 30 条 事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度終了後、理事会が監事の監査を経て総会の承認を得るものとする。

第 11 章 業務執行及び事務処理

(事務局)

第 30 条 本連盟に事務局をおき、次のとおり事務業務を行うものとする。

- (1) 事務局長は、会長が理事会に諮り、これを委託する。
- (2) 事務局には、事務局長、会計長を各1名おく。
- (3) 事務局長は事務運営の事務処理を総括し、各会議の業務を補佐する。
- (4) 会計は本連盟の会計を明確に処理し管理をする。
- (5) 事務局長及び会計長は、役員が兼務することができる。
- (6) 事務局長及び会計長は、当連盟が安定した資金のもとで活動ができるように事業を企画・運営する。

(規定の設定)

第 31 条 本連盟の目的達成、事業の円滑を図るため、規約として定めるものを除いて必要な諸規定を別に定めることができる。ただし、理事会の了承を得るものとする。

(規定の区分)

第32条 次に掲げるものについて規定を定め、変更、廃止は理事会の了承を得るものとする。

- (1) 会計規定
- (2) 理事選出基準規定
- (3) 各種専門委員会規定
- (4) 表彰、慶弔、見舞い規定
- (5) その他の規約の実施にあたり必要なもの

第 12 章 雑

則

(規定外の規定)

第33条 この規約の施行について必要な事項並びに定めなき事項は理事会の議決を経て別に定める。

(附則)

1. この規約は、昭和50年3月16日に制定施行する。
1. 昭和52年6月25日に一部改正する。
1. 昭和55年2月24日に一部改正する。
1. 平成5年4月17日に一部改正する。
1. 平成13年7月25日に一部改正する。
1. 平成20年4月1日に一部改正し、平成20年4月1日から実施する。
1. この規約は、平成28年4月3日に施行し、平成28年4月1日から適用する。
1. この規約は、平成29年4月2日に一部改正し、平成29年4月1日から適用する。
1. この規約は、平成31年4月6日に一部改正し、平成31年4月1日から適用する。

登 録 票

道場	ふ り が な ----- 名 称	
	道場連盟加入年月日	昭和・平成 年 月 日
道場主	ふ り が な ----- 氏 名	
	ふ り が な ----- 住 所	〒
	T E L / F A X	TEL : () - FAX : () -
	携 帯 電 話	() -
	E - m a i l (自 宅)	@
	E - m a i l (携 帯)	@
	事務局	ふ り が な ----- 氏 名
ふ り が な ----- 住 所		〒
T E L / F A X		TEL : () - FAX : () -
携 帯 電 話		() -
E - m a i l (自 宅)		@
E - m a i l (携 帯)		@
道場情報(ホームページ掲載用)		稽 古 場 所
	稽 古 日 時	
	入 会 金	
	月 謝	
	コ メ ン ト	